

むつ市議会第226回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成27年11月27日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案上程、提案理由説明】

第4 議案第82号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

【議案質疑、討論、採決】

第5 議案第82号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

【議案一括上程、提案理由説明】

第6 議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例

第7 議案第84号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第8 議案第85号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例

第9 議案第86号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例

第10 議案第87号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例

第11 議案第88号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例

第12 議案第89号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例

第13 議案第90号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例

第14 議案第91号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例

第15 議案第92号 むつ市兎沢スキー場条例の一部を改正する条例

第16 議案第93号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例

第17 議案第94号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例

第18 議案第95号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例

第19 議案第96号 むつ市脇野沢総合運動場条例の一部を改正する条例

第20 議案第97号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

第21 議案第98号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例

第22 議案第99号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第23 議案第100号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第24 議案第101号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第25 議案第102号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

第26 議案第103号 むつ市児童館条例の一部を改正する条例

第27 議案第104号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例

第28 議案第105号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

- 第29 議案第106号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第107号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第108号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第109号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第110号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第111号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第112号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第113号 むつ市墓地公園条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第114号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第115号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第116号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第117号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第118号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第119号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例
- 第43 議案第120号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第44 議案第121号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第45 議案第122号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第46 議案第123号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例
- 第47 議案第124号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例
- 第48 議案第125号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第126号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第127号 むつ市観光交流センター条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第128号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第129号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例
- 第53 議案第130号 むつ市奥薬研修景公園条例の一部を改正する条例
- 第54 議案第131号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例
- 第55 議案第132号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例
- 第56 議案第133号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第57 議案第134号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例
- 第58 議案第135号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例
- 第59 議案第136号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
- 第60 議案第137号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第61 議案第138号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第62 議案第139号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第63 議案第140号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 第64 議案第141号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例

- 第65 議案第142号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第66 議案第143号 むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第67 議案第144号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
- 第68 議案第145号 むつ市保育所条例を廃止する条例
- 第69 議案第146号 工事請負契約の一部変更契約について
(脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するためのもの)
- 第70 議案第147号 指定管理者の指定について
(むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第71 議案第148号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第72 議案第149号 市道路線の認定について
- 第73 議案第150号 市道路線の廃止について
- 第74 議案第151号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第75 議案第152号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第76 議案第153号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第77 議案第154号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第78 議案第155号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第79 議案第156号 平成27年度むつ市一般会計補正予算
- 第80 議案第157号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第81 議案第158号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第82 報告第 36号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 管 理 委 員 長	遠 藤 雪 夫	代 査 委 員 長	阿 部 昇
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 委 員 長	立 花 順 一
総 務 部 長	花 山 俊 春	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	柳 谷 孝 志	保 健 福 祉 部 長	畑 中 秀 樹
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長	松 本 大 志	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆
協 野 舎 野 課 長	白 尾 芳 春	計 者 務 部 事 長	鹿 内 徹
		会 管 総 政 理 出 納 室	

選管理 委員局 事局長	杉	山	重	行	員長員 局長 委員 局長 委員 局長 委員 局長	竹	山	清	信
農委 務員局 事局長	工	藤	初	男	教 育 部 長	古	川	俊	子
公營企 局下水 部下道 部長	川	森	浩	史	總政推 進 務 部 策 進 策 監	川	西	伸	二
總政副 務課長	野	藤	賀	範	財 政 推 進 務 部 策 進 策 監	氏	家		剛
民政推 進 部 策 監	東		雄	二	總政總 務課主 幹 務 部 策 務 課 幹	中	村	智	郎
財務課 部長	吉	田		真	民 生 政 環 境 部 課 策 長	成	田		司
民市久 課 一 課 長	樋	山	政	之	協 野 建 庁 業 設 産 業 長	向	川		明
民環政 主 策 課 幹	品	木		聰	民 生 部 市 一 課 幹	加	藤	昭	広
總政總 務主 任 課 査	栗	橋	恒	平					

事務局職員出席者

事 務 局 長	柳	田		諭	次	長	濱	田	賢	一
總 括 主 幹	佐	藤	孝	悅	主	幹	小	林	睦	子
主 任 主 査	村	口	一	也	主	事	山	本		翼

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまからむつ市議会第226回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、10月30日のむつ市議会第151回臨時会終了後に開催されました総務教育常任委員会において、菊池光弘副委員長の辞任に伴い、原田敏匡議員が副委員長に選任されましたので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告及び工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、新体育館建設候補地の選定について及び脇野沢赤坂地区における不法投棄に

ついて市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、2番山本留義議員及び25番佐々木肇議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの26日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの26日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

まず、新体育館につきまして、建設候補地として「むつ市真砂町 むつ市ウェルネスパーク西側

隣接地」を選定いたしましたので、ご報告いたします。

かねてより新体育館の建設につきましては、市民の皆様及びむつ市議会において多くのご要望及びご意見をいただいておりますが、旧市民体育館の閉鎖により、さらにその必要性が高まっております。

このことから、市では、「むつ市成長戦略2015」における重点目標の中で、新体育館の建設に向け、今年度、基本構想・基本計画を策定することとしたところであり、現在、調査・検討を重ね、策定作業を進めております。

本計画においては、新体育館の建設場所について、比較検討のうえ選定することとし、このたび、建設候補地の選定作業を終えたことから、ご報告申し上げます。

旧市民体育館の閉鎖という背景を踏まえつつ、候補地の選定に当たりましては、新体育館を全市的な利用及び域外からの利用も想定した拠点施設として整備すべきとの判断のもと、大会時の宿泊、交通事情等の利便性、建築物及び工作物がなく建設スケジュールが見通しやすいこと、また、一体利用が可能な一団の土地であることを基本的条件として、設定したところであります。

設定した候補地に対して、敷地面積、都市計画、法的規制等による一次評価を行った後、用地確保の容易性、経済性、アクセス性等による二次評価を実施したところであり、総合評価で最もすぐれた候補地として、「むつ市真砂町 むつ市ウェルネスパーク西側隣接地」を選定したところであります。

選定理由といたしましては、敷地に対する法的制限が少なく、事業スケジュールが見通しやすいこと、また、過大な造成及び道路整備が不要であり、事業費が抑制できること、さらに、ウェルネスパーク、防災緑地等が近接し、周辺環境に恵ま

れており、連携することにより、スポーツ拠点施設にとどまらず、イベント開催等、多機能な展開の可能性を持つ土地であるという理由から、選定に至ったところであります。

なお、選定した候補地につきましては、青森県の所有地となっておりますことから、青森県に対して、協力要請の申し入れを行ったところであり、用地取得に向けて、交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る8月26日開会のむつ市議会第225回定例会に報告した後の市の、対応等についてご報告いたします。

まず、7月14日、8月27日及び9月17日に実施いたしました環境調査並びに7月28日、8月11日、9月29日及び10月6日に実施いたしました撤去工事に伴い設置した浸出水処理施設からの放流水の水質検査につきましては、ダイオキシン類を含め、全ての調査地点につきまして、いずれの調査日においても環境基準又は排水基準に適合しておりました。

今後も引き続き調査を行い、経過を観察してまいります。

次に、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事の進捗状況についてであります。10月20日をもって、撤去予定区域の全掘削を完了し、撤去した一般廃棄物のむつ市一般廃棄物最終処分場への搬出処分を完了しております。

同工事につきましては、廃棄物の撤去完了後、10月21日からは河川土砂による埋め戻し及び整正作業並びに仮設浸出水処理施設の撤去に、10月27日からは浸透水の止水のために設置していた鋼矢板の撤去に着手し、現場内に仮置きしていた木くず、コンクリート殻等の廃棄物の搬出も含め、11月20日には現場内の全作業が完了しております。

平成27年度での廃棄物の撤去・搬出量につきましては、河川土砂等から選別した一般廃棄物及び土砂と混合し、分別が困難な一般廃棄物については約3万1,494トン、また、このほかに、撤去廃棄物から選別したコンクリート殻約643トン、木くず320トンを搬出処分しております。

なお、撤去廃棄物中から選別された鉄くず、現場に敷設していた止水用の鋼矢板等合計約149トンについては、有価物として、民間の資源回収業者へ売却しております。

同工事につきましては、さきの行政報告で報告いたしましたでしたが、当初3カ年計画で想定しておりました全体での廃棄物撤去量3万124立方メートルに対して、実際に掘削した結果、最終的には4万6,308立方メートルの廃棄物を撤去することとなり、廃棄物の分別・選別経費等の増額等があることから、今般、撤去数量の確定に伴い、変更契約により対応することといたしました。

関連する契約につきましては、本定例会において工事請負変更契約を締結することについての議案を提出しておりますので、慎重なるご審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、新体育館建設候補地の選定についての報告に対し質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 旧市民体育館は、避難場所として利用されてきたのですが、今現在は閉鎖して、そのかわりに下北文化会館がかわりの避難場所というふうなことになるのですが、この新体育館については、避難場所という形での建設になるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。私としては、海拔ほとんどゼロメートルのところ避難場所というふうな設置となるのは厳しいかなというふうに思っておりましたので、そのところをどういうふうに、結局避難場

所というふうな施設としては、最初からもう考えていないというふうな立場であれば、それなりに理解はできるのですが、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

基本的には、避難場所としても私どもとしては考えてございます。というのも、ことし3月に発表された津波浸水予想図においては、当該地域は浸水区域外というふうになっておりますし、また防災港湾等隣接するという、その立地的なメリットもありますことから、今後は避難場所としても活用を検討していきたいというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 私が先ほど言ったように、ほとんど海拔ゼロメートルというところに、一応市長が言ったように、そう大きな波は来ないような答弁でありましたが、ただやっぱり市民感情としては、もう海拔ゼロメートルのところ、例えば何か大嵐が来た、本当に大変な台風が来た、そういったときに、ここに避難せよというふうに言われても、そういう海岸の近くに避難するという市民感情から見ればなかなか厳しいものがあるかなというふうに思いますし、それとあと線路を越えなくてはいけないと。当然大湊方面から来る道路もありますが、それも海岸線を通る道路で、やはり何かあった場合に、どうしても市民感情からすれば、いやあ、ますます危険が高まるような場所に避難しなくてはいけないのかというふうな思いがあるかとは思いますが、やはりそのところをもう少し市民のそういう感情に寄り添うようなプランというか計画、もう少しそのところの説明が必要なかなとは思いますが、そのところを再度。やはり海拔ゼロメートル、しかも線路を越えて行かなくてはならないというふうなところが避難場所としてよろしいのかどうか、もう少し

しそのところ市民にしっかりと、ここは本当に市が安心して皆さんが避難できる場所ですよというふうな形のことを、もう少しきちんとしたものの理由を提供してもらいたいなというふうに思うのですが。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お尋ねにお答えいたします。

順を追って説明させていただきますと、まずそもそも今現在ウェルネスパーク自体も、これは広域の避難場所として設定をされておりますし、先ほどから海拔ゼロメートルというふうな言い方をされていきますが、海拔は3メートル、この今の時点でもございます。そして、津波が来るという話ですけれども、その浸水区域の想定外ということになっておりまして、市民感情ということをおっしゃっておりますけれども、客観的な事実として安全な場所であるということは我々確認したうえで選定していることを、繰り返しでありますけれども、申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 今までのたしか避難場所をいろいろ再検討した議論の中では、私の記憶の限りであります。海岸線に余りにも近いというところは避難場所に適していないということで別ところにかえるとかというふうな議論をしたことがあるのですが、そういう部分もありますものから、そのところを、私自身も今聞いてやっぱり不安を持っておりますし、当然市民のほうも、何かあった場合、結局海岸に向かって避難するというのはどうかという、そのところをもう少し市のほうも市民が納得できるような形での避難場所というふうな施設にしてもらいたいなと思うのですが、当然こっちは何か原子力施設も周辺にあるというふうな、それも兼ね合わせたような避難施設ですから、本当に市民が安心して、ここに

来れば大丈夫だというふうな形のことをしっかりと市のほうが責任持って説明できるようなものにしてもらいたいなど。

私としては、やっぱり海岸線からちょっと離れたところに、できれば今運動公園があるのですが、ああいうところの周辺にできればいいかなとは今までは思っていたのですが、これは私の希望であります。そのところ、とにかく市民がそういったところも安心できるような形の説明も十分して、今後建設を進めていただければな。私は、当然新体育館建設は早くしてほしいなというふうな立場ですので、そのところもしっかり考慮したうえで取り組んでほしいなと思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。
22番中村正志議員。

○22番（中村正志） 新体育館建設の候補地が選定されたということで、計画が前に進んでいるなということで大変喜ばしいなというふうに思っております。

今回の選定に関しましては、比較検討のうえ、総合評価で最もすぐれた候補地ということで選定されたというふうな今報告を受けたのでありますが、もしお話しできるのであれば、その他の候補地についてはどういうところを考えていたのかというのも聞きたいなというふうに思います。今前議員から運動公園の近くというふうな話もありましたので、その辺も含めて選定過程をもう少しお話ししていただきたいなというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） お答えいたします。

候補地として選定したのは、具体的には7カ所でありまして、今回選定いたしましたウェルネスパーク西側隣接地、運動公園北側隣接地、むつ市役所隣接地、旧むつ市役所跡地、下北浄化センター隣接地、旧むつ自動車学校跡地、旧むつショッ

ピングセンター跡地の7カ所であります。

その選定の条件といたしましては、先ほどお話ししましたとおり、拠点施設とすべく大会時の宿泊や交通事情など利用者の利便性、第2に、建築物や工作物がなく、建設までのスケジュールが見通しやすいこと、第3に、ある程度一団の土地であることの3点を基本的な条件として設定し、その7カ所を選定しました。そのうえで、7カ所について比較検討したうえで今回の報告となったわけでございます。

もう少し加えて申しますと、選定地につきましてはさまざまな項目による総合評価でございまして、最もすぐれている候補地として今回の場所を選定したというところでございまして、ほかの候補地が必ずしも適さないということではございません。ただ、選定地以外に大きな課題があると判断された部分については、例えば運動公園北側隣接地につきましては造成面、道路整備、排水施設整備等に課題があるという評価がございました。むつ市役所隣接地につきましては、造成工事や排水対策の整備が課題になるという評価がございました。その他の候補地につきましては、面積や法的規制などから適さないという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） ありがとうございます。事業費の抑制という点から見ても、今回の選定地は、最もすぐれた候補地ということにつきましては理解をいたしております。

むつ市におきましては、この新体育館建設もそうですし、今見えている課題とすれば、むつ総合病院の入院病棟の建て替え、あるいは新焼却施設の問題等、大きなものだけでも新体育館も入れて3つあるかと思うのですが、このような言葉を使うのは、ちょっと私もあれなのですけれども、そ

れぞれどれも大きな予算を必要とする事業だと思っております。その中で優先順位という言葉は余り使いたくないのですが、それらを進めていくに当たって、財政との兼ね合いについてはどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

財政との兼ね合いということですが、我々今大きい事業としては、今議員がおっしゃられたのに加えて消防もでございます。ですから、体育館があって、道の駅があって、消防があって、ごみ処理施設があって、さらに言えば病院があるというようなことで、非常にさまざま要望が強い、そういう施設があるということは皆さんもご承知のとおりだと思いますけれども、ただ私として優先順位が高いのは、やはり多くの市民の皆様の利用にまずは供する施設、そしてそれによって今の市のさまざまな課題が解決できる、そういった施設から順番につくっていくのが正しいやり方ではないかというふうに思います。

あれもこれもという時代ではなくて、やはりあれかこれかということでやっていかなければなりませんし、そういった中では財源対策、恒久的な意味での財源対策も含めて、しっかりとした行財政運営をしながら、そういった施設をつくっていくことが必要だというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

8番石田勝弘議員。

○8番（石田勝弘） 私もこの新体育館の建設については、歓迎するものであります。

これから用地取得に向けて県と交渉を進めていくということでございますが、今後の進め方、特に時期について、いつまでに交渉を終えて、そして完成し供用開始の時期を、その目標をどのよう

に考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 今回の報告につきましては、壇上で説明したようなプロセスを経て候補地を選定したというところでありまして、現時点ではそれ以外については決まっておられません。

今後につきましては、取得面積、取得時期につきましても、具体的に青森県とよくよく協議しつつ、今後の予算編成等の中で、全体の事務事業との調整の中で総合的に判断していくものと思っております。

全体の体育館のオープンまでのスケジュールということですが、この部分につきましても、今年度策定作業中であります基本構想、基本計画の中でおおよそ明らかになるものと考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 8番。

○8番（石田勝弘） 体育館の完成時期を、以前たしか市長から2020年というようなことをお聞きしたような記憶がございます。それについて、市長の思いなど、その辺までやりたいとか、そういう思いをお知らせいただければ助かります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 以前の議会でそのように私も発言させていただいております。私は、本当にこの体育館というのは、多くの市民の皆様が熱望している施設だというふうに理解しておりますので、できればオリンピックの開催に合わせてオープンできるような形が望ましいというふうには考えております。

今議論をいただいておりますけれども、実はこれも我々だけで決めたのではなくて、むつ市の附属機関であり、学識経験者やスポーツ団体、あるいは福祉団体などの各分野の市民の皆様で構成しておりますむつ市スポーツ推進審議会というものを3回ほど開催させていただきまして、この市民

の皆様の声をお伺いしたうえで、候補地の選定をさせていただいたということは加えて伝えさせていただきたいと思っておりますし、今後はより広くワークショップなどを開催しながら、こういった施設がいいのか、それは当然財政との関係も含めながら、多くの市民の皆様を巻き込みながら、この建設に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。
24番濱田栄子議員。

○24番（濱田栄子） 今回は、県と十分体して協力要請の申し入れを行ったということで、県と協議をしながら進めていると思っております。それで、今周辺の活用としては、まずはウェルネスパークありまして、毎年あそこで消防団の観閲式が行われているわけですが、そのほかすぐ近くの大湊港にはクルーズ客船の入港ということもあります。また、ここ数年、間伐材が多く積まれているのを私見受けておりますけれども、この地域一体のイメージ、活用というものに対しては、調和のとれたまちという意味でどういう方向に持っていくつもりか、考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

トータルでエリアについては、これは港湾エリアで県が管理しているエリアですから、その利用方法については県のほうがしっかりと今後ビジョンを持ってやっていくということだと思います。

ただ、我々としては、この体育館を建設すると、これは皆さんの了承を得てということになりますけれども、させていただくことになれば、これはウェルネスパーク、それかららっばるもありまして、それで体育館ができることになれば、総合的なスポーツ施設、そしてイベントもできる施設、さらには健康づくりにも資するような施設、エリ

ア、そういったことに成長させていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し質疑ありませんか。9番菊池広志議員。

○9番（菊池広志） 11月20日でこの撤去作業が全部終了したということで、私も非常によかったなというように思っている一人であります。

ただ、この撤去作業につきましては、私も当初から、最初の時期のあたりから、高濃度のダイオキシンの検出が非常に問題であるというふうなことで、この撤去作業には、上下水道協会とかという名目の会社が入りまして、いろいろ非常に危険であるというふうなことで話をしていったということを記憶しておりますが、ただずっと報告を見ていますと、このダイオキシンそのものがどこに行ってしまったのかなと。このダイオキシンが、どの地区で検査をしても、ダイオキシンは検出されなかった、されなかった、されなかったというような報告をずっといただいていた記憶がございます。そのようなことで、大変デリケートな部分というふうなことで、大分細心の注意を払って撤去作業をされたと思うのですが、そのダイオキシンに関しては、報告にはありませんが、この撤去をするに当たって、ではどのような考え方で皆さんのほうでは、市長のほうでは、どちらのほうにダイオキシンが行ってしまったのかというような認識はどのようなものを持っているかというようなことでございます。

それから、またダイオキシンを撤去するという際に、産業廃棄物業者、たしか特別管理産業廃棄物の許可業者まで用意しなければならないよとい

うような話もありましたが、ではそのことは撤去の作業の、撤去というのはダイオキシンがあって撤去する場合に、ダイオキシンを除染といいますか、それをするという作業も行わなかったのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） お尋ねにお答えいたします。

この今回の事案に関しましては、最初のころにダイオキシンが基準を上回る部分が試掘の場合出たということで、この撤去作業については万全を期すために定期的に調査をして、慎重に撤去作業をしてきたということで、その結果については毎回行政報告で報告したとおりでございます。

万が一その撤去作業中にその基準を超える、3,000ピコグラムを超えるダイオキシンを含んだ廃棄物が出た場合には、当然その特別管理の処分場のほうに搬出するということになるわけですが、今回の場合は、定期的に慎重に調査をした結果、そういう値は出なかったということで処理しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 9番。

○9番（菊池広志） この撤去作業にかかわる中で一番重要とされていた部分がたしかダイオキシンだと思いました。それも高濃度のダイオキシンが検出されたというふうなことで、今話をされたとおり、非常にデリケートに扱ってきたのですが、結局撤去作業をしたらダイオキシンが最後の最後まで見つからなかったということは、流れてしまったのかというようなことになってしまうわけでございます。その部分では、確かにダイオキシンはあるという認識の中で撤去作業を進めていったと。また、撤去作業をするためにも、どちらのほうからやっていくとダイオキシンが流出しないのではないかというようなことも話をされました。私も担当のほうに伺って、ダイオキシン

の特性というようなものはどういうものがあるかとか、そういうことを聞きましたら、ちょっと流れるものではないというようなことで、その撤去をする部分は、このような工法で行いますとかというふうなことまでお聞きしたのですけれども、ちょっと教えていただくことができなかったという経緯がございます。そのことについても、ではこのダイオキシンはどこへ行ったというふうなことを私問いましたけれども、ダイオキシンは検出されなかった。果たしてそれでいいのかなと思いますけれども、再度、その高濃度のダイオキシンは確かにあるというふうなことで、この議会の中でも話をされたのですけれども、掘ったらなかったと、それでいいのかというようなことではないと思うのですけれども、その点についての認識。ダイオキシンはあるのに、撤去したらなかった、それでいいのかなというようなことについて、お金はかからなくてよかったのですけれども、私は本当によかったなと思うのですけれども、ただ全体を考えると、やっぱり6億円近くのお金が費用としてかかるわけですので、その部分についてはどのように考えているのかということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ダイオキシンがどこに行ったのかと言われても、それ非常に困るわけでありまして、というのは、調査地点を複数箇所設けて、それに基づいて環境調査を行っている。その中で出てこなかったということは、これは客観的な事実としてあるわけでありまして。当初ダイオキシンの問題があったということは認識はしておりますけれども、結果として客観的な調査をして、それで環境に影響のないような形で搬出作業をする中では見つからなかったということでありまして、これは何か隠しているということではなくて、我々としてはほ

っと肩をなでおろすというか、そういうことでご理解いただければなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 9番。

○9番（菊池広志） このことについては、何度も私も担当のほうに伺いまして、撤去作業をするのであれば、そんなにデリケートにならなくてもいいのではないかという話をしました。そうしたら、係のほうでは、いや、これはダイオキシンでありますから、非常に問題となりますということで、県のほうの環境生活部のほうにもいろいろ問い合わせをして、細部にわたって注意をするために、ある業者を入れて、一生懸命この作業工程につきましてもかなりやったわけです。であれば、撤去だけの問題で一般廃棄物と産業廃棄物、そして土砂等々を分別することによって問題なくいくのではないですかと、そんなにかからないのではないですかという話をしたときに、いや、これはデリケートな問題ですから、これは確かに高レベルのダイオキシンはあるということで作業をしたという経緯は皆さんご存じだと思うのです。その中で、最後に撤去したら、客観的に申しますとなかったよということであれば、流れてしまったのか、それともその部分が検出されないままにそのまま排出、どこかの処分場のほうに行ってしまったのかということであるわけでございますけれども、その点につきましても、今後何かあった際には、そのような部分というのはデリケートにやるべきものなのですけれども、経費という面から見ても、ちょっと心配だなとかという話はしたのですけれども、ただやはりその部分で、いや、デリケートにやった結果こうだった、ああ、それで客観的にはよかったということでもいいのかなというような感じはいたしました。その部分について、私も安価でやればよかったのになというような思いがあるのですけれども、その部分については細心の

注意を払ってやった結果がこうだったからこれでいいというようなことで先ほど市長から答弁いただいたのですけれども、それでよかったなということでもいいのですか。

私は、非常にこの点については、あるものが検出されたからあったのだけれども、ではその部分について、これにも書いてありますけれども、後でまたいろいろ調査して、その部分についてはこうなったからこうなったというような、せめて化学的な根拠だけでも探してみたほうがいいのではないですかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

結果として、検査で出てきた量よりも微量だったということが、今の結論だったというふうに理解いただきたい部分があります。それから、今後につきましても、このエリアにおいては継続して調査を行って経過観察してまいりますので、万が一にも流出して、この周辺の地域に影響があるようなことはないようにむつ市としても取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。

3番佐々木隆徳議員。

○3番（佐々木隆徳） 全作業の完了ということで、これまで私は地元の議員として、できるだけ発言は控えてきた経緯があります。また、正直言いまして、発覚した段階で、内容を全く知らなかったというのが私自身恥じている部分もありますけれども、平成20年に発覚して、そして平成27年、足かけ丸8年間、そしてまた6億8,000万円、7億円に近いだけの経費、一般財源からかかったということで、これまで本当に亡くなった前市長、そして現市長には、また担当されました担当職員の皆さんにも心から地元の議員として御礼申し上げます。

たいと思います。

写真等も裏のほうについておりますけれども、今後の土地、また一般個人が土地の利用とかそういったものが見込まれる、または一般の方々が現作業を完了した地域に立ち入りの可能性、それから今菊池広志議員から出ましたけれども、ダイオキシン等の水質調査等にかかわりまして、この先どのくらいの期間で調査等を行う予定なのか。そこら辺、大体わかっている範囲で結構ですので、答弁願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今回のこの事案について、少し総括をさせていただきたいと思うのですけれども、脇野沢赤坂地区の不法投棄については、これは旧脇野沢村が関与するというので、あつてはならない事案であったというふうに私自身は認識しておりますし、今後本当にこのようなことがないように、全庁的にコンプライアンスの強化、これに努めていきたいというふうに考えております。

総額で6億8,000万円という負担は、これは市の単独予算としての計上でありまして、仮にこれが全額地区の振興に充てられていたとすれば、さまざまな施設整備や新規の事業化などを含めて、地区の可能性を大きく広げることになったとも考えております。

私としては、合併10年にしてこのような負の遺産が片づけられたことを一つの契機として、今後とも脇野沢地区の発展のために取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後の土地の利用、それから立ち入りの可能性、水質調査の期間については、担当部長より答弁をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 脇野沢赤坂地区の不法投棄現場につきましては、先ほど市長もご説明しま

したとおり、今後おおむね2年程度、地下水等の環境調査を行うこととしております。そのほか立ち入りの可能性については考えてはございません。

跡地の有効利用については、現時点では未定ということになっております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 3番。

○3番（佐々木隆徳） ご答弁いただきました。一言で言いますと、地元の議員として感謝申し上げたいということに尽きます。それから、歴代の脇野沢庁舎の所長、丸8年に及んでいますから、3人、4人の歴代の所長、よく話をいたしますと、行政報告の中で、脇野沢赤坂地区の不法投棄という形で常に肩身の狭い思いをしてきたというふうな認識でおります。私自身も、今回この件で初めて発言いたすところでありまして、とにかく市長を初め理事者側、そしてまたかかわった皆様に感謝を申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（浅利竹二郎） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 議案上程、提案理由説明

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第4 議案第82号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました議案第82号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存

じます。

本案は、本年12月6日をもって任期が満了となります新谷加水氏を再任いたしたく提案するものであります。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議案熟考及び議事整理のため午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案質疑、討論、採決

◇議案第82号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第5 議案第82号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第82号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第82号はこれに同意することに決定い
たしました。

◎日程第6～日程第82 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第6 議案第83号
むつ市個人番号の利用に関する条例から日程第
82 報告第36号 専決処分した事項の報告につ
いてまでの77件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) ただいま上程されました76議
案1 報告について、提案理由及び内容の概要をご
説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じま
す。

まず、議案第83号 むつ市個人番号の利用に関
する条例についてであります。本案は、行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律の規定に基づき、行政手続にお
ける利便性の向上を図るため、全国的な取り組み
として、乳幼児等医療費、ひとり親家庭等医療費、
重度心身障害者医療費の給付及び生活に困窮する
外国人に対する生活保護の措置について、必要な

限度において個人情報の取り扱いを可能とするも
のであります。

次に、議案第84号 むつ市税条例の一部を改正
する条例から議案第142号 むつ市水道事業給水
条例の一部を改正する条例までの59議案につま
しては、厳しい財政状況の中、多様化しつつある
新たな行政需要に対応できる財政基盤を確立する
とともに、使用料等に係る受益の負担の適正化を
図るため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第143号 むつ市税条例等の一部を
改正する条例の一部を改正する条例についてで
ありますが、本案は、総務省自治税務局から受けた
技術的な助言をもとに法人番号の取り扱いにつ
いて、所要の改正をするためのものであります。

次に、議案第144号 むつ市住民基本台帳カー
ドの利用に関する条例を廃止する条例についてで
ありますが、本案は、行政手続における特定の個
人を識別するための番号の利用等に関する法律の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による
住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳
カードを当該条例に規定する目的のために利用す
ることができるとする規定が削除されることか
ら、これを廃止するものであります。

次に、議案第145号 むつ市保育所条例を廃止
する条例についてであります。本案は、平成28年
3月31日をもってむつ市立新町保育所を廃止す
るためのものであります。

次に、議案第146号 工事請負契約の一部変更
契約についてであります。本案は、脇野沢赤坂
地区不法投棄廃棄物撤去工事に係る工事内容の一
部に変更が生じたことに伴い、当該工事請負契約
に係る一部変更契約を締結するためのものであり
ます。

次に、議案第147号及び議案第148号の指定管
理者の指定についてであります。これら2 議案は、
むつ市宮宮後牧野外4 施設及び川内第1 牧野外1

施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第149号 市道路線の認定についてであります。本案は開発行為等により市に帰属した大曲7号線外5路線を市道として認定するためのものであります。

次に、議案第150号 市道路線の廃止についてであります。本案は、北の防人大湊地区都市再生整備計画により道路の用に供しないこととなった桜木町9号線を廃止するためのものであります。

次に、議案第151号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、議員のうちから選任する監査委員に佐々木肇氏を選任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第152号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月25日をもって任期が満了となります村中一文氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第153号及び議案第154号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月22日をもって任期が満了となります川向常寛氏及び鴨澤信幸氏の両名を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第155号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、平成28年3月31日をもって任期が満了となります鶴ヶ崎猛氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第156号 平成27年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は5億3,383万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算

総額は335億6,863万3,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり職員の配置がえ等に伴う人件費の増減調整をしております。

総務費では、下北まるとジオパーク構想推進事業に要する経費を計上しておりますほか、職員研修費、臨時職員管理費及び財政調整基金積立金を増額する一方、地域振興基金積立金を減額しております。

民生費では、前年度の生活保護費等国庫負担金の精算に伴う返還金を計上しておりますほか、はまゆり学園の運営に係る下北地域広域行政事務組合負担金、障害者自立支援給付費、障害児通所支援事業費、法人立保育園運営費及び幼稚園・認定こども園施設型給付費を増額しております。

衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金及びインフルエンザワクチン接種費用助成金を増額しておりますほか、じん芥処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金を減額しております。

農林水産業費では、関根地区漁村再生交付金事業費を減額しておりますほか、大畑漁港の水産流通基盤整備事業等に係る県営事業負担金を増額しております。

消防費では、常備消防設備の管理経費等に係る支出見込みにより、下北地域広域行政事務組合負担金を減額しております。

次に、歳入についてであります。地方交付税には交付額の確定に伴い普通交付税を、分担金及び負担金には保育所児童保護者負担金の収入見込額を、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、市債には事業との関連において借入見込額を計上しております。

また、川内第1牧野外6施設の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第157号 平成27年度むつ市国民健

康保険特別会計補正予算についてであります、
本案は、8,438万4,000円の減額補正でありまして、
これにより補正後の歳入歳出予算総額は88億
1,838万5,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります、
保険給付費では医療費の減少に伴い一般被保険者
療養給付費を減額する一方、諸支出金では前年度
療養給付費等国庫負担金の精算に係る国庫支出金
等精算償還金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります、
医療費の減少に伴い、国庫支出金では療養給付費
等負担金を減額し、及び共同事業交付金では保険
財政共同安定化事業交付金を減額する一方、繰入
金では保険基盤安定繰入金を増額しております。

次に、議案第158号 平成27年度むつ市下水道
事業特別会計補正予算についてであります、本
案は、決算見込みにより社会資本整備総合交付金
及び地方債を減額するものでありまして、これに
より補正後の歳入歳出予算総額は15億3,292万
3,000円となります。

次に、報告第36号についてであります、これ
は、本年10月5日にむつ市大湊浜町地内の私有地
において発生した建物損傷事故に係る和解及び損
害賠償の額を定めることについて、議会の委任を
いただいておりますところにより、専決処分した
ものであります。

以上をもちまして、上程されました76議案1報
告について、その大要を申し上げましたが、細部
につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質
問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及び
ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を
終わります。

◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で、本日の日程は全部
終わりました。

お諮りいたします。11月30日と12月1日から4
日まで及び7日は議案熟考のため休会したいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よ
って、11月30日と12月1日から4日まで及び7日
は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、11月28日及び29日と12月5日及び6日は
休日のため休会とし、12月8日は一般質問を行
います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時12分 散会